＜一時預かり場所の見取り図＞

参考様式

・被災動物の一時預かりが実施可能な場合、必ず見取り図を提出してください。この様式以外の形式でも構いません。

・一時預かりが実施不可の場合は、提出の必要はありません。

預かり場所所在地

□　自宅住所に同じ

□　自宅住所と異なる（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

預かり場所に以下の設備があれば、見取り図内に記入すること。

①　ケージ・サークル　②　給排水設備（流し、洗面台など）　③　ペット用トイレ

④　ゴミ箱　　　　　　⑤　エサ等保管場所